

2 認定こども園・幼稚園・保育園に入園するには

1 認定こども園（教育部分）・幼稚園

認定こども園（教育部分）にお子さんを通わせたい場合は、入園申込みと合わせて、保護者の方に、教育認定（1号認定）を受けていただく必要があります。

幼稚園にお子さんを通わせたい場合は、各幼稚園に入園の申込みをします。なお、施設等利用給付1号認定を受けていただくと、月の授業料に対して給付を受けることができます。

(1) 市内の認定こども園・幼稚園

施設番号	施設名	所在地	受入年齢	運営主体	施設の種類
1	認定こども園曾野第二幼稚園 子どもの庭保育園	稲荷町大摩 45-1	教育：満3歳～5歳児 保育：0歳児～2歳児	私立	認定こども園
2	認定こども園岩倉北幼稚園	神野町平久田 31	教育：満3歳～5歳児 保育：1歳児～5歳児		
3	認定こども園ゆうか幼稚園	東町掛目 158	教育：満3歳～5歳児 保育：1歳児～5歳児		
4	岩倉幼稚園	中央町一丁目 45-1	満3歳～5歳児		幼稚園
5	曾野幼稚園	曾野町宮前 402	満3歳～5歳児		

(2) 認定申請・入園申込みの手続き

①4月入園の申込み

*申込の時期

4月からの入園申込は、毎年度、10月上旬に受付を行います。入園申込書は、9月から各園で配布します。具体的な時期は、直接各園にご確認ください。

*申込み受付場所

各認定こども園、幼稚園



*児童面接、入園審査、入園決定

認定こども園、幼稚園により異なります。詳しくは、各園に直接ご確認ください。

②途中入園の申込み

認定こども園、幼稚園により異なります。詳しくは、各園に直接ご確認ください。



(3) 認定申請・入園申込み時の提出書類

◀認定こども園（教育部分）▶

認定こども園により異なります。詳しくは、各認定こども園に直接ご確認ください。

なお、認定こども園（教育部分）の保育料を無償にするためには教育認定（1号認定）が必要になりますので、『教育・保育給付認定申請書』も合わせて提出してください。

※『教育・保育給付認定申請書』は、認定こども園を経由して、市に提出されます。

◀幼稚園▶

幼稚園により異なります。詳しくは、各幼稚園に直接ご確認ください。

なお、幼稚園の授業料に対して給付を受けるためには施設等利用給付1号認定が必要になりますので、『施設等利用給付認定申請書（保育の必要性がない人）』も合わせて提出してください。

※『施設等利用給付認定申請書（保育の必要性がない人）』は、幼稚園を経由して、市に提出されます。

◀共通▶

認定こども園（教育部分）・幼稚園にお子さんを通わせる方のうち、保育の必要性※1があって預かり保育を利用する人は、施設等利用給付2号認定または3号認定を受けることで、預かり保育の利用料金に対して給付が受けられます。

◀3歳児クラス～5歳児クラス▶

施設等利用給付2号認定を受けていれば、1日当たり450円（月11,300円上限）まで給付が受けられます。

◀満3歳▶※2歳児クラスに該当する子

施設等利用給付3号認定を受けていれば、1日当たり450円（月16,300円上限）まで給付が受けられます。

施設等利用給付2号認定または3号認定を受ける方は、『施設等利用給付認定申請書（保育の必要性がある人）』※2も合わせて提出してください。

※1 保育要件や必要な証明書等は、11ページの「保育の必要性の認定事由と必要な証明書類」と同じです。ただし、認定こども園（保育部分）・保育園と違い、育児休業を要件として新規の利用申込みをすることができません。

※2 『施設等利用給付認定申請書（保育の必要性がある人）』は、園を経由して、市に提出されます。



2 認定こども園（保育部分）・保育園

認定こども園（保育部分）・保育園での保育を希望される場合は、保護者の方に、保育認定（2号認定または3号認定）を受けていただく必要があります。

なお、出生前の入園予約は受け付けていません。



(1) 市内の認定こども園・保育園

施設番号	施設名	所在地	受入年齢	運営主体	施設の種類
1	認定こども園曾野第二幼稚園 子どもの庭保育園	稲荷町大摩 45-1	教育：満3歳～5歳児 保育：0歳児～2歳児	私立	認定こども園
2	認定こども園岩倉北幼稚園	神野町平久田 31	教育：満3歳～5歳児 保育：1歳児～5歳児		
3	認定こども園ゆうか幼稚園	東町掛目 158	教育：満3歳～5歳児 保育：1歳児～5歳児		
6	中部保育園	本町畑中 65	1歳児～5歳児	公立	保育園
7	北部保育園	石仏町稲葉 144-24	1歳児～5歳児		
8	南部保育園	大地町小森 5	0歳児～5歳児		
9	東部保育園	大市場町順喜 11	0歳児～5歳児		
10	西部保育園	西市町二本木 19-8	1歳児～5歳児		
11	仙奈保育園	東町仙奈 158	0歳児～5歳児		
12	下寺保育園	下本町下寺廻 107-1	0歳児～5歳児	私立	保育園 (小規模保育事業所)
13	こどもの森保育園	曾野町宮前 35	0歳児～2歳児		
14	こどものまち保育園※ ¹	本町一丁田 27-2	0歳児		
15	ゆうか さいち保育室※ ²	西市町東畑田 38-3	0歳児～2歳児		

※1 こどものまち保育園は小規模保育事業所（0歳児のみ）のため、翌年度以降は、連携施設（認定こども園曾野第二幼稚園子どもの庭保育園（施設番号1）・こどもの森保育園（施設番号13））への入園が優先されます。

※2 ゆうか さいち保育室は小規模保育事業所（0～2歳児）のため、3歳児以降は、連携施設（認定こども園ゆうか幼稚園（施設番号3））への入園が優先されます。

《補足事項》

認定こども園（保育部分）、保育園（小規模保育事業所含む。）の入園基準は、全て同じです。



(2) 保育の必要性の認定事由と必要な証明書類

保育認定（2号認定または3号認定）を受けるには、保護者（父・母）のいずれもが、次のいずれかの事由に該当することが必要です。

保育が必要な事由	保育の実施期間	必要な証明書等
1 就労	就労している期間 (月に60時間以上)	・市指定の就労証明書 ※雇用の形態が「自営業主」等、自身で証明書類を作成する方は、原則、直近の確定申告書のコピーの添付が必要です。
2 妊娠、出産	出産予定日の8週間前の月の初日から 出産（予定）日の8週間後の月末まで	・出産予定日の確認できる診断書 ・母子健康手帳（氏名、出産予定日の部分）のコピー
3 疾病、障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害があり、保育が困難と認められる期間	・保育が困難な状態が確認できる診断書（※家庭で育児することが困難である旨が明記されているもの） ・身体障害者手帳等のコピー
4 介護、看護	同居または長期入院等している親族を常時介護または看護する必要があると認められる期間	・常時介護が必要な状態が確認できる診断書 ・要介護者は介護保険証のコピー
5 災害の復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に必要な期間	・罹災証明書等
6 求職活動	最長3か月 (就労する意思があり、求職活動を継続的にしていること)	・求職活動状況のわかる申立書 ・ハローワークの受付票（ハローワークカード）のコピー等
7 就学	学校教育法に規定する学校や専修学校、各種学校に就学する期間。または、職業能力開発促進法に規定する訓練等を受けている期間	・在学証明書 ・就学期間、訓練期間等のわかる証明書
8 その他	上記1～7に類する状態にあると市長が認めた期間	・保育不可能な状態にあると確認できる証明書等

《補足事項》

- ・ 育児休業を要件とした新規入園の利用申込はできません。
ただし、在園児（2歳児クラス以上）については、育児休業を要件として継続利用することができます。
- ・ 育児休業を保育の要件として認めているのは、2歳児クラス以上に限ります。0歳児・1歳児クラスの保護者の方が育児休業を取得した場合は、0歳児・1歳児クラスに通うお子さんは退園（保育の要件がなくなった月の末日までに）となります。
- ・ 申請書提出後、退職や妊娠などで状況が変わった場合は、市こども家庭課に必ず申し出てください。申出なく状況が変わっていることが分かった場合、入園決定の取消又は退園になることがあります。（入園後も毎年、父母の必要事由の証明書類等を提出していただき、現況を確認します。）



(3) 認定申請・入園申込みの手続き

保育認定（2号認定または3号認定）を受け、保育園等に入園するための手続きをご案内します。なお、認定こども園（保育部分）・保育園の「入園申込」は、保育認定の申請を兼ねています。

認定こども園（保育部分）・保育園の申込みでは、第1希望から第3希望までの園を記載します。公立・私立を問わずに希望園を記載することができます。

※詳細については、毎年市が発行する「●年度 保育園・認定こども園（保育部分）入園申込みのご案内」をご確認ください。

①4月入園の申込み

*申込みの時期

4月からの入園申込は、毎年度、10月上旬に受付を行います。入園申込書は、9月から配布します。具体的な時期は、広報等でご案内します。

*申込み受付場所

第1希望が公立保育園（施設番号6～12）の場合	市こども家庭課に申込み
第1希望が私立の保育園等（施設番号1～3、13～15）の場合	各保育園等に申込み

*児童面接

保育園等への入園にあたって、児童面接を実施します。面接は、第1希望の保育園で行います。面接の日時は、後日、市（私立園の場合は当該私立園）から案内します。※公立園の場合は、11月上旬頃に行います。

*入園審査

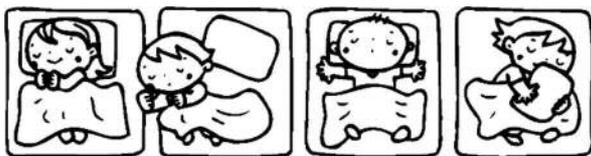
提出書類や児童面接での聞き取り内容をもとに保育の必要性を審査し、優先度を決定します。優先度は、「岩倉市保育園入園選考基準指数表」により決まります。

なお、優先度に応じて、原則として第1希望から第3希望までの施設を利用できるように市で利用調整※を行います。第3希望までの施設の利用が難しい場合や入園が難しい場合には、市からご連絡いたします。

※ 私立園を希望された場合でも、利用調整は市が行います。

*入園決定

入園決定通知は、年明けの2月ごろに発送します。



②途中入園の申込み

*申込みの時期

5月以降、毎月1日を入園日として、途中入園の申込みを受付しています。

入園を希望する月の前月の10日（10日が土、日、祝日の場合は直前の平日）までに、申請書類一式を提出してください。

*申込み受付場所

市こども家庭課に申込み（公立・私立ともに）



*入園審査

入園希望月の前月の10日までに提出された書類をもとに、入園希望月の前月の中旬ごろに、保育の必要性を審査し優先度を決定します。優先度は、「岩倉市保育園入園選考基準指数表」により決まります。

なお、優先度に応じて、原則として第1希望から第3希望までの施設を利用できるように利用調整を行います。が、第3希望までの施設の利用が難しい場合や入園が難しい場合には、市からご連絡いたします。

*入園決定

入園希望月の前月の15日～20日ごろに、入園審査の結果を電話にてお伝えします。

なお、入園ができなかった場合で育児休業を延長する人には、保留決定通知を郵送します。

（4）認定申請・入園申込み時の提出書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入園申込書（児童1人につき1枚提出してください。）
- ②保育施設入所に関する調査票（児童1人につき1枚提出してください。）
- ③父母それぞれの保育が必要な事由を証明する必要証明書類*（11ページの表を参照し、必要な証明書等を提出してください。）
- ④認定こども園の入園申込書（園により必要な場合があります。各園にご確認ください。）
- ⑤申請時に岩倉市に未転入の人は、転入後の住所が分かる書類

※兄弟で同時に入園を希望する場合は、③の書類は児童1人分で差し支えありません。

認定申請・入園申込み時の提出書類は、
市ホームページからダウンロードできます →

